

U. P. カードご利用約款

第1条(目的)

出光クレジット株式会社(以下「当社」といいます。)、は、プリペイドカード機能を付加した「U. P. カード」を本約款に従って取扱うものとし、U. P. カードを所持されている方(以下「お客様」といいます。)、は、本約款によりお取引していただくものとします。

第2条(U. P. カードへの入金)

- (1) お客様は、当社所定のU. P. カード入金取扱店において現金を支払い、U. P. カードに電磁的方法でご利用可能額の入金登録手続をとることによって、U. P. カードをご利用いただくことが可能となります。
- (2) お客様が1回の入金できる単位は、5,000円、10,000円、20,000円、25,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円です。
- (3) お客様が入金手続きを取られたときは、当社は、入金された金額を当社の管理センターのセンターカードへ登録します。
- (4) U. P. カードに入金登録してご利用できる利用可能額の限度は、60,000円です。

第3条(U. P. カードの利用)

- (1) お客様は、別表に定める宇佐美サービスステーション等(以下「加盟店」といいます。))において、U. P. カードに入金登録されたご利用可能額の範囲内、U. P. カードを代金の支払いにご利用いただくことができます。
- (2) U. P. カードをご利用の際は、加盟店に設置されている当社指定の端末機によりご利用可能残額の減額をいたします。
- (3) U. P. カードをご利用になれる加盟店は、当社と加盟店との新規締結や終了によって、増減することがあります。

第4条(ご利用可能残額の確認)

U. P. カードのご利用可能残額は、加盟店に設置されている当社所定の端末機のほか、次の方法によりご確認ください。

- ・U. P. カードご利用時に発行されるレシート
- ・宇佐美総店支店HP(<https://usami-net.com/>)へアクセスして頂き、「個人のお客様」>「個人用カード紹介」>「U.P.Card」の順に進んだうえで「残高照会はこちら」を選択してください。※残高照会画面へ移動いたします。

第5条(U. P. カードをご利用できない場合)

次の場合、U. P. カードをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
U. P. カードがご利用できないことから、お客様に不利益及び損害が生じた場合でも、当社又は加盟店は一切の責を負わないものとします。

- (1) U. P. カードの破損、端末機の故障、通信設備及び回線の故障、停電、コンピュータ設備の異常並びにシステムの一部又は全部をメンテナンスにより休止する場合等により、加盟店でU. P. カードの記録を採取できず且つは確認することができないとき。
- (2) 当社又は加盟店が、U. P. カードのご利用ができないものとして指定した商品、サービス及び金券類(商品券、プリペイドカード等)並びに当社が指定する基準以外の量、又は金額のお支払いをされるとき。
- (3) U. P. カードが違法又は不正に取得されたものであるとき。
- (4) U. P. カードが偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。

第6条(カードの破損等)

- (1) U. P. カードの変形、破損等によってカード記録の読み取りができなくなった場合、当社は、当社所定の方法でお客様から加盟店を通じてU. P. カードを提出していただくことにより、ご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払戻しをいたします。
- (2) 前項のU. P. カードのご利用可能額は、当社の管理センターの残額記録、又はこれらから指定される金額とします。
- (3) U. P. カードの変形、破損等がお客様の故意によるものと認められる場合、当社は、本条の取扱いいたしません。

第7条(加盟店との紛議)

お客様がU. P. カードをご利用された際、商品、又はサービスのお取引について、返品、取返、その他の問題が生じた場合、加盟店との間で解決していただくものとします。

第8条(第三者利用の免責)

お客様のU. P. カードをお客様以外の第三者が利用した結果、お客様に生じた損害について、当社は、その責を負いません。

第9条(紛失・盗難の免責)

お客様がU. P. カードを紛失又は盗難等された場合、当社は、ご利用可能額の払戻しはいたしません。また、当該U. P. カードが後日発見され、その間に第三者に利用された場合、又はその他のお客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、その責を負いません。

第10条(換金の原則禁止)

- (1) U. P. カードは、現金とお引換することはできません。
- (2) 前項の定めにかかわらず、U. P. カードの利用が著しく困難になったと認められる場合、当社は、当社所定の方法で、お客様からU. P. カードを提出していただくことにより、ご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払戻しをいたします。
- (3) 前項のU. P. カードのご利用可能額は、当社の管理センターの残額記録、又はこれらから指定される金額とします。

第11条(有効期限)

- (1) U. P. カードの有効期限は、最終ご利用日(入金登録を含みます)から1年間とします。
- (2) U. P. カードの有効期限経過後は、U. P. カードをご利用いただくことはできません。
- (3) やむをえない事情によりお客様が1年間、U. P. カードをご利用にならずに有効期間が経過したお客様からご請求があったときは、当社は、当社所定の方法で、お客様からU. P. カードを提出していただくことにより、ご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払戻しをいたします。
- (4) 前項のU. P. カードのご利用可能額は、当社が管理センターの残額記録又はこれらから指定される金額とします。
- (5) 有効期限からさらに2年が経過した場合、当社は、ご利用可能額の払戻しはいたしません。
- (6) 有効期限は、レシートに表示される他、本約款第4条の方法によって確認することができます。

第12条(U. P. カードの終了)

- (1) 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、U. P. カードの取扱いを中止、若しくは終了する場合があります。
- (2) 前項の場合、当社は、当社所定の方法で、U. P. カードの払戻しを行うものとし、当該払戻方法等については、お客様に事前に通知し、又は周知の措置をとるものとします。

第13条(個人情報等の取扱い)

- (1) 当社及び加盟店は、お客様の個人情報等を第(2)項に定める利用目的及び別途公表した利用目的のみ利用します。
- (2) お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。
 - ① U. P. カードの発行、発行後の管理、利用状況の確認、その他これらに関する業務を行うため。
 - ② U. P. カード利用状況について統計的管理を行うため。
 - ③ 本約款に基づきU. P. カードの払戻を行うため。
 - ④ その他、U. P. カードに関する管理及び運営のため。

第14条(取扱いの変更)

U. P. カードの取扱いについて、本約款を変更する場合、当社は、一定の予告期間をおいて周知の方法を取るものとし、予告期間経過後から変更後の約款を適用いたします。

第15条(管轄裁判所)

本約款に基づくお取引に関し、万一当社との紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第16条(お問合せ先)

出光クレジット株式会社
〒130-0026
住所 東京都墨田区国二丁目10-14
フリーダイヤル03-5624-7447
(AM9:00~PM17:00土・日・祝・年末年始休み)

第17条(ギフトカードの特例)

- (1) U. P. カード券面にギフト金額の記載のあるカード(以下「ギフトカード」といいます。))の場合、第2条第(1)項の規定にかかわらず、あらかじめ券面記載のギフト金額が入金されている時点で、お客様は、入金登録手続をとることなく、U. P. カードをご利用いただくことができます。
- (2) ギフトカードの場合、券面記載のギフト金額は、当社の管理センターのセンターカードに記録されております。
- (3) 第11条第(1)項の規定にかかわらず、お客様が利用又は入金登録手続をされていないギフトカードの有効期限は、カード券面に記載された日となります。なお、お客様がギフトカードを利用し、又は入金登録手続をされたときは、第11条第(1)項に従い、有効期限は、最終ご利用日(入金登録手続を含みます。))から1年間となります。

附則 本約款は、2014年4月1日から適用します。

U. P. カードご利用約款別表

U. P. カードは、以下の内容を守りいただき宇佐美サービスステーションでご利用いただけます。ご利用可能範囲は、つぎのとおりです。

1. U. P. カードを利用できる店舗

下記マークを掲示している全国の宇佐美サービスステーション

2. 宇佐美サービスステーションで購入できる商品

宇佐美サービスステーションにおいて、U. P. カード利用の対象となる商品は、燃料油、その他の自動車関連商品・サービス等とします。また、1回のご利用基準は、下記の量又は金額とします。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 燃料油 | 燃料油タンク容量まで |
| (2) タイヤ | その場で装着するもの |
| (3) パウチリー | その場で装着するもの |
| (4) その他の自動車関連商品・サービス等 | 適切と認められる量又は金額 |

※当社が、U. P. カードのご利用ができないものとして指定した商品・サービス及び金券類の購入には、U. P. カードをご利用できません。

※燃料油を給油する場合、U. P. カードの残高が、当該、宇佐美サービスステーションのハイオク14の価格に満たないときは、U. P. カードをご利用できません。

※尚、この場合お客様が、本約款第2条第(1)項のU. P. カードに入金登録手続きをしておいただくことによりご利用可能となります。

※加盟店におけるU. P. カードの商品・サービスの販売価格及びサービスの内容については、予告なく変更することがありますので予めご了承ください。

